

ケアラー支援を実施している民間支援団体に関する 実態調査結果報告書

長崎県福祉保健部長寿社会課



令和7年3月

目次

1	調査概要	1
(1)	調査の目的	1
(2)	調査対象	1
(3)	調査対象団体数	1
(4)	調査期間	1
2	調査結果	4
(1)	回答数	4
(2)	団体の種別	4
(3)	ケアラー支援の活動に関わっている方	5
(4)	活動の対象地域	6
(5) - 1	支援しているケアラーの属性	7
(5) - 2	ヤングケアラーへの支援の有無	8
(6) - 1	活動支援の内容	9
(6) - 2	活動支援の内容（自由記述）	11
(7)	ケアラー支援に関する活動を始めたきっかけ	11
(8)	ケアラー支援に関する活動が周囲にもたらした変化	12
(10)	運営や支援にあたっての課題	13
(11)	行政に期待すること	14
(12)	支援に携わる関係機関、教育機関、事業所等に期待すること（自由記述）	15
(13)	追加調査	15
3	（参考）調査票	17

I 調査概要

(1) 調査の目的

ケアラー支援に関する民間支援団体等（以下「団体」という。）が行う相談・助言、ピアサポート、日常生活支援等の活動、団体の運営や支援の実施における課題等を把握し、団体に対する支援を検討するとともに、ケアラー支援に関する施策を総合的に推進するための基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査対象

ケアラー支援活動を行っている県内の民間支援団体

本調査における民間支援団体とは、以下の活動を非営利（※1）で行っている団体であり、法人格の有無は問わない。

【団体の主な活動内容】

- (1) ケアラーに対する相談窓口の開設、日常生活支援等の活動
- (2) ケアラー同士が語り合う場の開催
- (3) 上記(1)、(2)の活動を行っている団体の紹介、団体同士の情報交換の場の設置 など

※1 活動によって利益が出た場合は、構成員に分配せず、活動目的を達成するための費用に充てることをいい、団体が対価を受け取って活動してはならないということではない。

(3) 調査対象団体数

調査団体数	回答数	回答率
89	44	49.4%

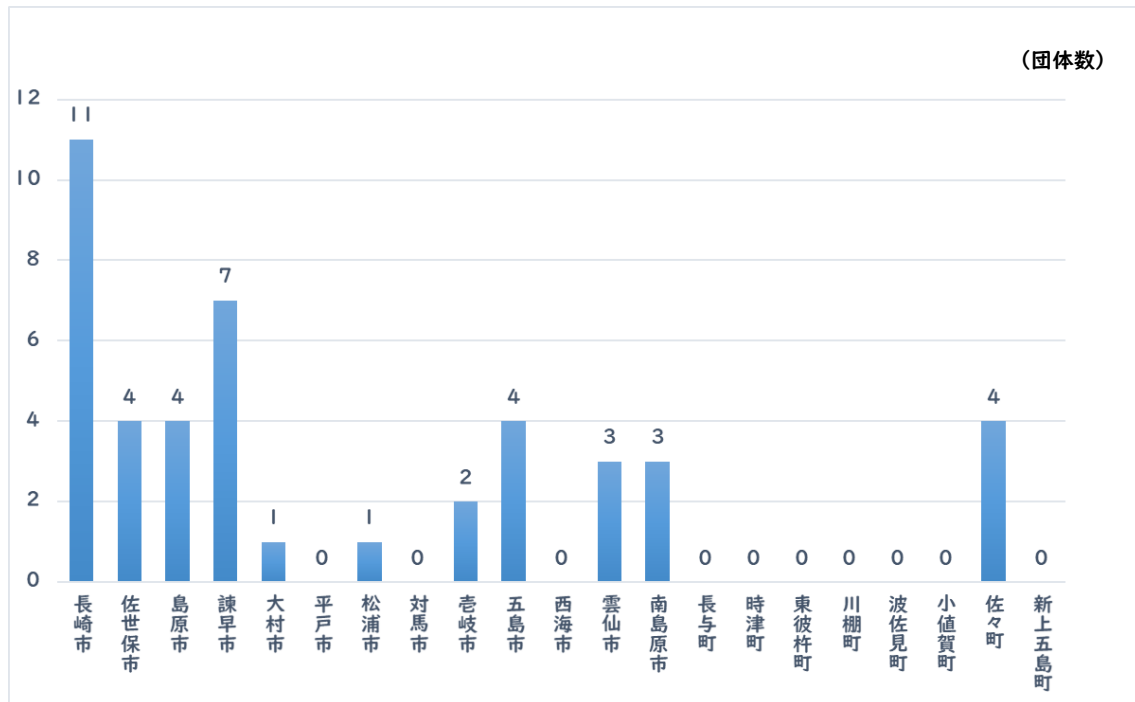
(4) 調査期間

令和6年8月2日～令和6年8月30日

2 調査結果

(1) 回答数

本調査における回答団体数は、44 団体であった。

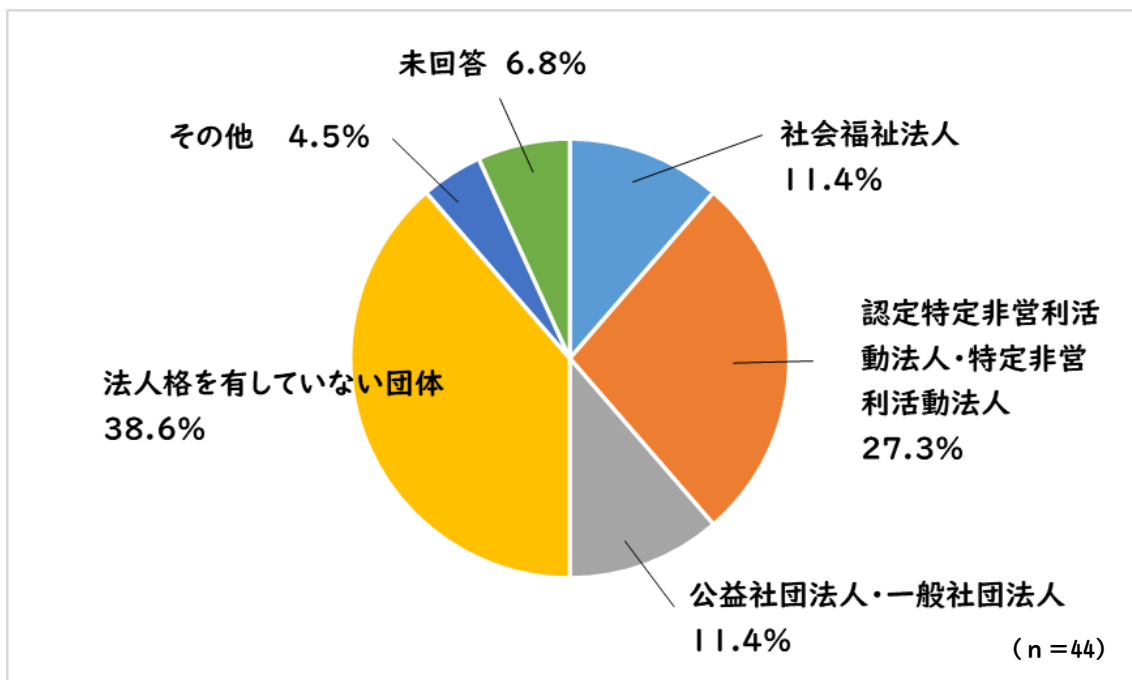


(2) 団体の種別

貴団体の種別を教えてください。

1. 社会福祉法人
2. 認定特定非営利活動法人・特定非営利活動法人
3. 公益社団法人・一般社団法人
4. 法人格を有していない団体
5. その他

団体の種別については、「法人格を有していない団体」が 38.6%と最も多く、続いて「認定特定非営利活動法人・特定非営利活動法人」が 27.3%となっている。



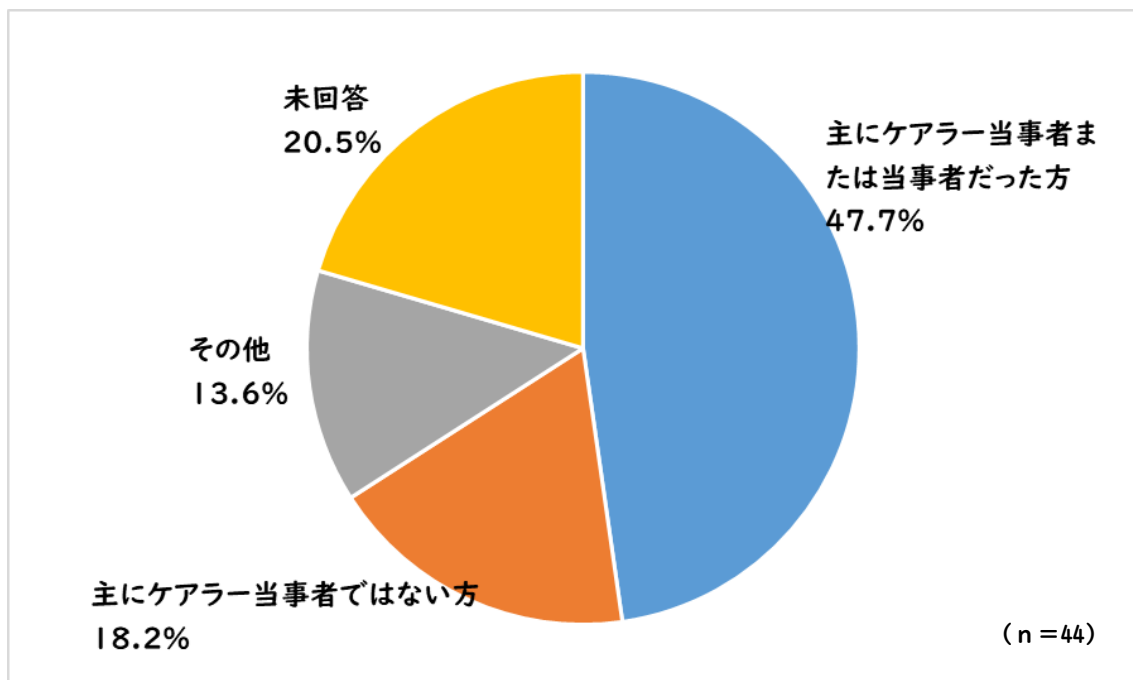
カテゴリー	社会福祉法人	認定特定非営利活動法人・特定非営利活動法人	公益社団法人・一般社団法人	法人格を有していない団体	その他	未回答
件数	5	12	5	17	2	3

(3) ケアラー支援の活動に関わっている方

貴団体が行っている活動のうち、ケアラー支援に関する活動には、どのような方が関わっているか教えてください。

1. 主にケアラー当事者または当事者だった方
2. 主にケアラー当事者ではない方
3. その他

団体においてケアラー支援の活動に関わっている方については、「主にケアラー当事者または当事者だった方」が 47.7%と最も多かった。“その他”の内容としては、「ボランティア」や「当事者である方と当事者ではない方のどちらも関わっている」というものがあった。

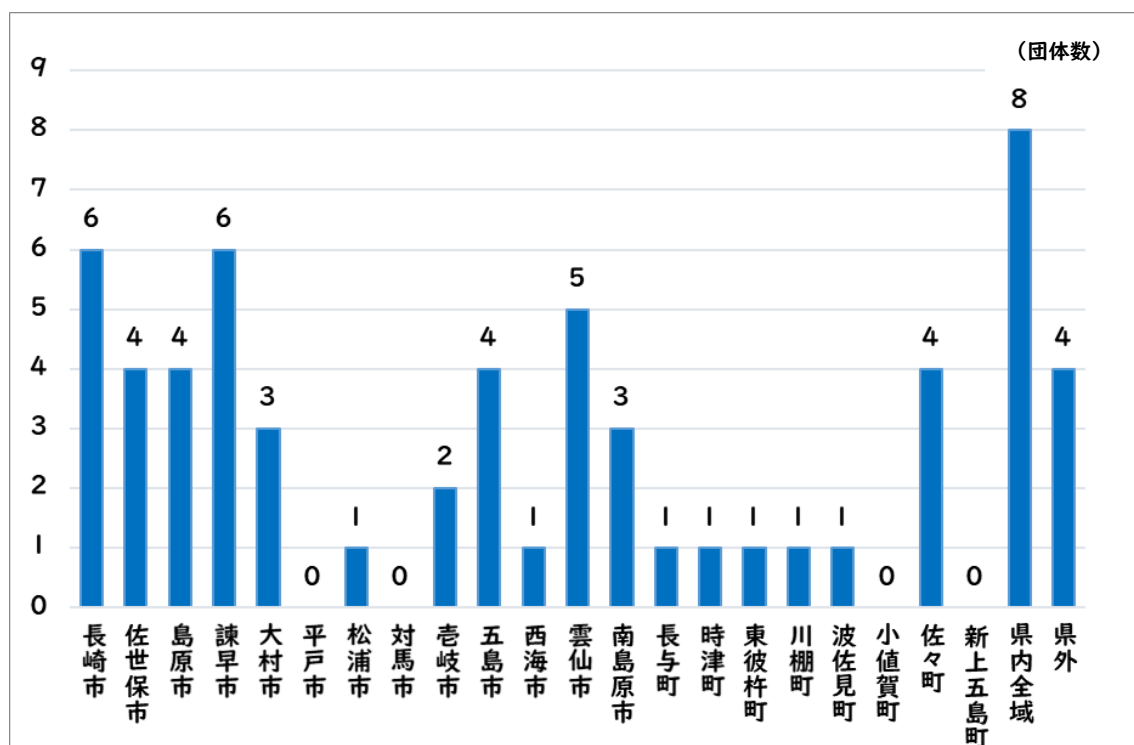


カテゴリー	主にケアラー当事者または当事者だった方	主にケアラー当事者ではない方	その他	未回答
件数	21	8	6	9

(4) 活動の対象地域

貴団体が行っている活動のうち、ケアラー支援に関する活動を行っている地域を教えてください。特定の地域で活動している場合は、地区名や町名等を記載してください。
(複数選択可)

活動対象としている地域については、「県内全域」が最も多く、次いで「長崎市」、「諫早市」となっている。



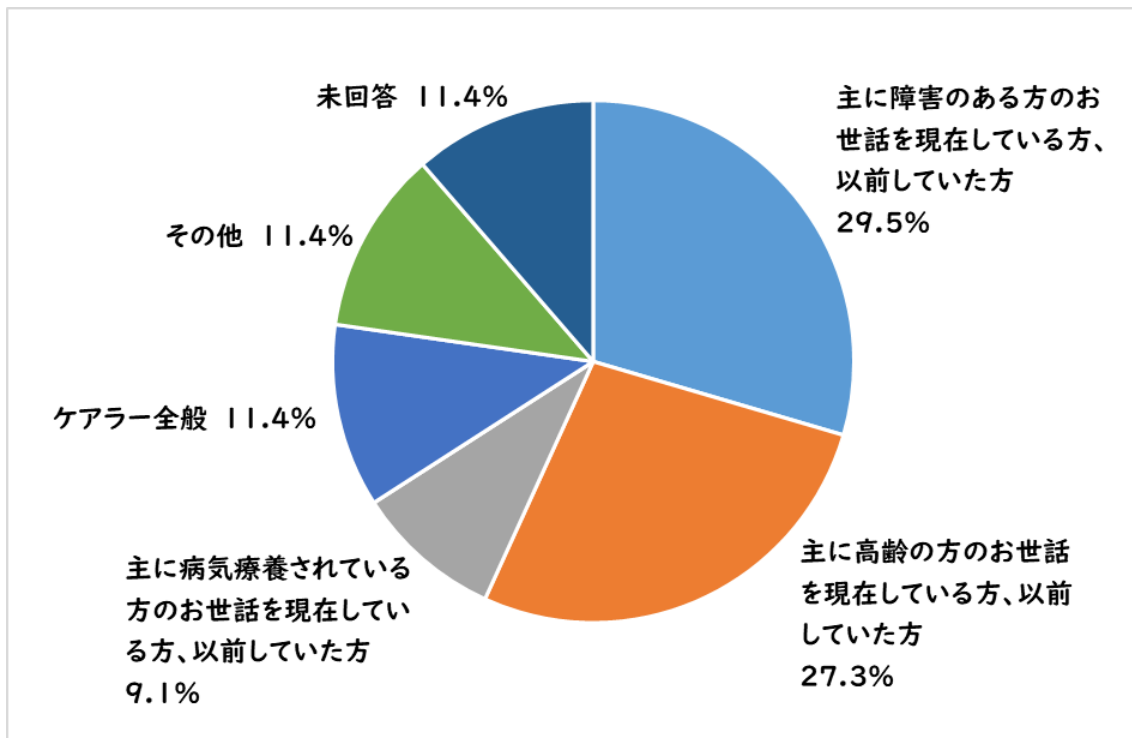
※ 複数の地域で活動されている団体があるため回答数とは一致しない。

(5) - 1 支援しているケアラーの属性

貴団体が支援しているケアラーの方を教えてください。

1. 主に障害がある方のお世話を現在している方、以前していた方
2. 主に高齢の方のお世話を現在している方、以前していた方
3. 主に病気 療養されている方のお世話を現在している方、以前していた方
4. 主にギャンブルや薬物依存など依存症の方のお世話を現在している方、以前していた方
5. 1～4 全般
6. その他

支援しているケアラーについては、「主に障害のある方のお世話を現在している方、以前していた方」が 29.5%と最も多く、次いで「主に高齢の方のお世話を現在している方、以前していた方」が 27.3%となっている。「その他」においては、ケアラーを含め全般的に支援を実施している内容であった。



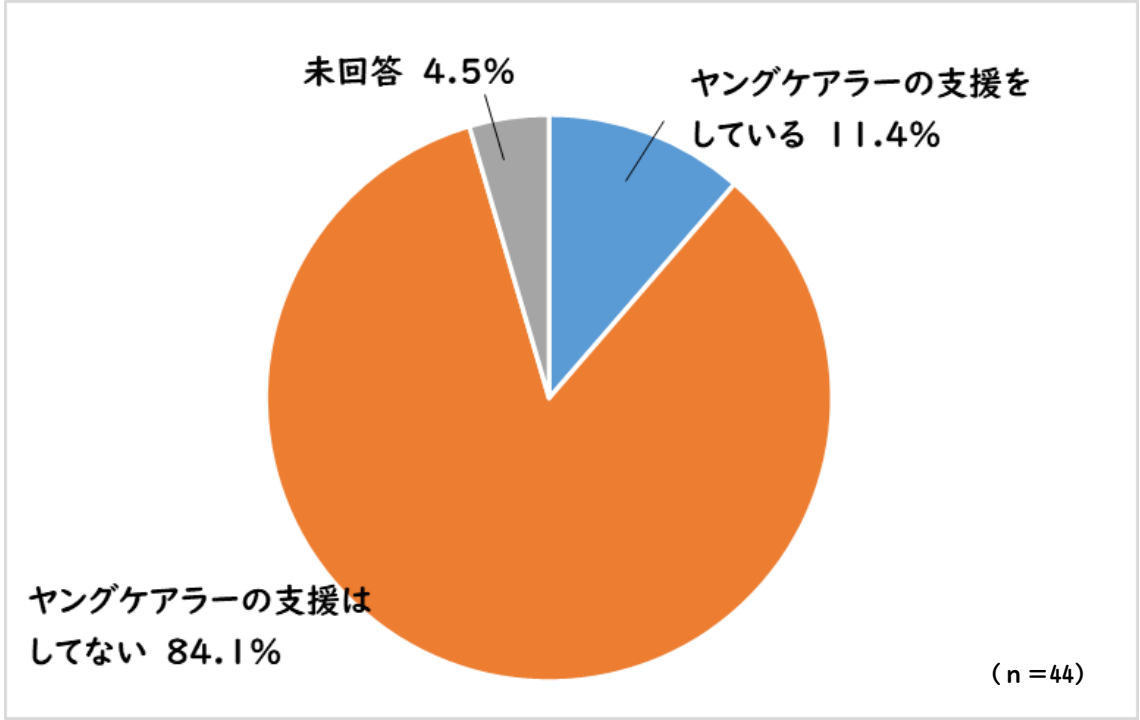
カテゴリー	件数
主に障害がある方のお世話を現在している方、以前していた方	13
主に高齢の方のお世話を現在している方、以前していた方	12
主に病気療養されている方のお世話を現在している方、以前していた方	4
主にギャンブルや薬物依存など依存症の方のお世話を現在している方、以前していた方	0
1～4 全般	5
その他	5
未回答	5

(5) - 2 ヤングケアラーへの支援の有無

貴団体がヤングケアラーへの支援を行っているか教えてください。

1. ヤングケアラーの支援をしている
2. ヤングケアラーの支援はしていない

ヤングケアラーへの支援については、“支援していない”が 84.1%であり、“支援をしている”は 11.4%だった。



カテゴリー	件数
ヤングケアラーの支援をしている	5
ヤングケアラーの支援はしていない	37
未回答	2

(6) - 1 活動支援の内容

「ケアラー」に対する支援（ケアラーも含めて支援している場合も含む）について、該当するものに「○」を記載してください。該当するものがない場合は、その他に記載してください。ただし、貴団体で行っている活動において、以下の（１）及び（２）に該当するものは除きます。（複数選択可）

（１）行政機関からの委託事業

（２）法律上に規定されている事業

例：社会福祉法に規定されている「社会福祉事業」

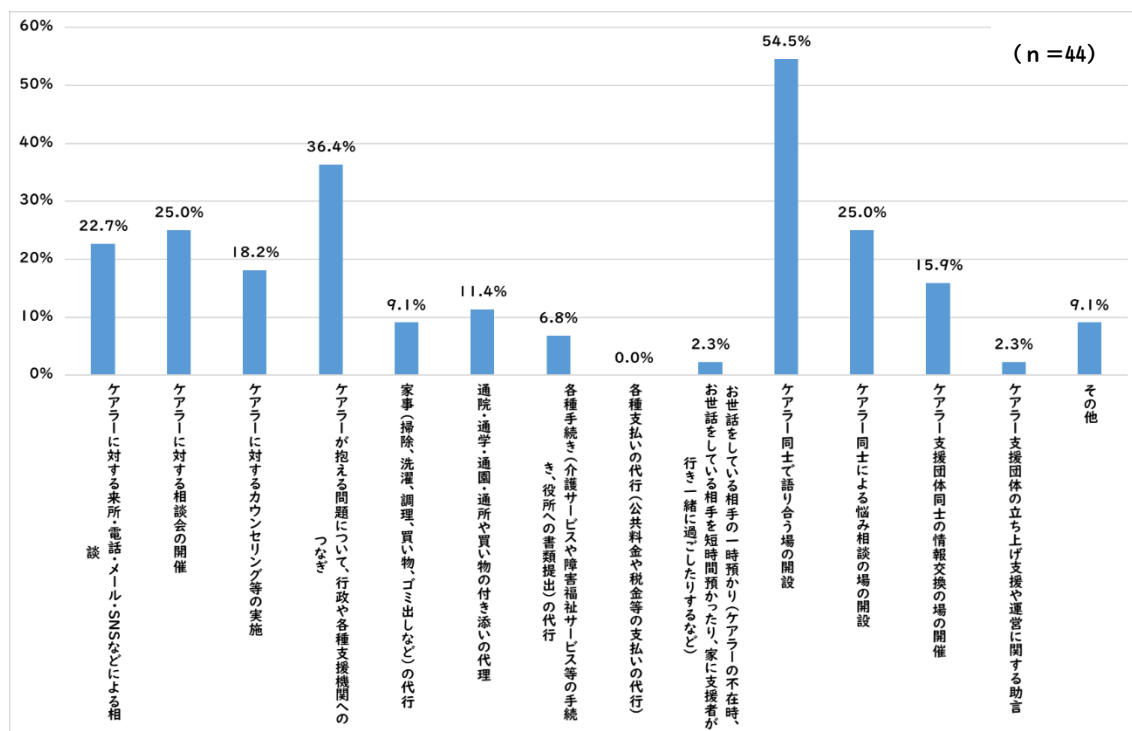
生活困窮者自立支援法に規定される「生活困窮者自立相談支援事業」

介護保険法に規定される「介護保険サービス」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される「障害福祉サービス」

活動内容について、「ケアラー同士で語り合う場の開設」が 54.5%、「ケアラーが抱える

問題について、行政や各種相談機関へのつながり」が36.4%であった。また、「その他」は、居場所や宿泊施設の提供や普及啓発活動などであった。



カテゴリー	件数
ケアラーに対する来所・電話・メール・SNS などによる相談	10
ケアラーに対する相談会の開催	11
ケアラーに対するカウンセリング等の実施	9
ケアラーが抱える問題について、行政や各種支援機関へのつながり	16
家事（掃除、洗濯、調理、買い物、ゴミ出しなど）の代行	4
通院・通学・通園・通所や買い物の付き添いの代理	5
各種手続き（介護サービスや障害福祉サービス等の手続き、役所への書類提出）の代行	3
各種支払いの代行（公共料金や税金等の支払いの代行）	0
お世話をしている相手の一時預かり（ケアラーの不在時、お世話をしている相手を短時間預かったり、家に支援者が行き一緒に過ごしたりするなど）	1
ケアラー同士で語り合う場の開設	24
ケアラー同士による悩み相談の場の開設	11
ケアラー支援団体同士の情報交換の場の開催	7
ケアラー支援団体の立ち上げ支援や運営に関する助言	1

(6) - 2 活動支援の内容 (自由記述)

○相談の場の設置

- ・ 対面、電話、SNS による相談窓口開設
- ・ 定例会で来られた方からの相談に対する随時の対応
- ・ カウンセリングの実施

○抱える問題について、行政機関や各種支援機関へのつなぎ

- ・ 介護、障害サービスの利用に係る援助
- ・ 関係機関や専門職へのつなぎ

○語り合う場の開設

- ・ ケアラー同士が集まる場（例会、つどいなど）を定期的に行う

○関係機関との連携

- ・ 関係機関から紹介があったケースへの支援
- ・ 行政が主催する会議への参加

○普及啓発・学びの機会

- ・ 勉強会の開催
- ・ 研修の講師としての従事
- ・ 地方講演会や当事者とのトーク、映画上映などの啓発活動

※主なもののみ、編集して記載

(7) ケアラー支援に関する活動を始めたきっかけ

貴団体の行っている活動のうち、ケアラー支援に関する活動を始めたきっかけを教えてください。(自由記載)

○相談や支援を通して

- ・ ケアラーの悩みや困りごとの相談を受ける機会が多くなった
- ・ 相談に訪れる方の中にケアラーがいる
- ・ 認知症や障害のある方の支援を通じて出会った
- ・ 誰かが支援をしないと行けない状況だった

○語り合う場の機会の設置

- ・ ケアラー同士で交流できる場がなく、困っている人が必ずいるはずと思ったから
- ・ 同じ障害を抱える家族が一人で悩まないように
- ・ 同じ思いをする人と繋がりを持ちたいと思ったから

○行政からの働きかけ

- ・ 市から支援をしないかとの打診があった

○家族の発症

- ・ 家族が認知症、障害、ひきこもりなどになったことがきっかけ

○その他

- ・ テレビ番組で紹介された活動を見てボランティア活動として始めた

※主なもののみ、編集して記載

(8) ケアラー支援に関する活動が周囲にもたらした変化

貴団体の行っている活動のうち、ケアラー支援に関する活動を始めたきっかけを教えてください。(自由記載)

○周囲への啓発

- ・ 認知症や障害に対する周囲の理解に繋がった
- ・ 配偶者や親子間の介護、ケアラーの性別、病名にまつわる活動ではなく、ケアラーのアイデンティティにまつわる課題にも気づいてもらえた

○支援の中で感じること・考えたこと

- ・ ケアラーの数や困り事が増えていると感じた
- ・ どんなサポートができるのか分からず、今も良い支援の道筋が見えない
- ・ 周囲が「気づき」を持っていても、「つなぐ」という段階に躊躇している
- ・ 認知症や障害に対する正しい知識の普及啓発
- ・ 様々なケアラーがいることを知ってもらえた

○情報交換の場の設置

- ・ SNS を活用したコミュニティの設立

○関係機関との連携

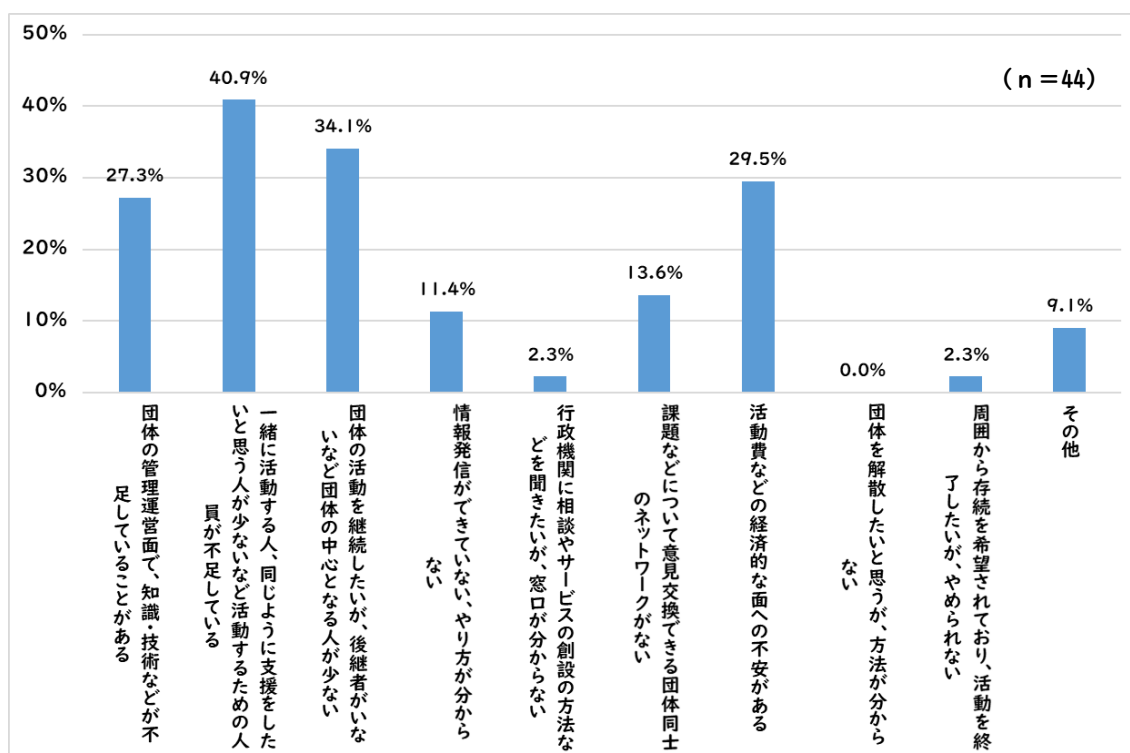
- ・ 行政や福祉関係者と一緒に問題を共有することができた
- ・ 行政や社会福祉協議会など他機関との連携ができるようになってきた

※主なもののみ、編集して記載

(9) 運営や支援にあたっての課題

団体の運営や支援の実施にあたり、課題と感じていることを教えてください。
(複数選択可)

団体の運営や支援にあたっての課題については、「一緒に活動する人、同じように支援をしたいと思う人が少ないなど活動するための人員が不足している」が40.9%、「団体の活動を継続したいが、後継者がいないなど団体の中心となる人が少ない」が34.1%となっている。



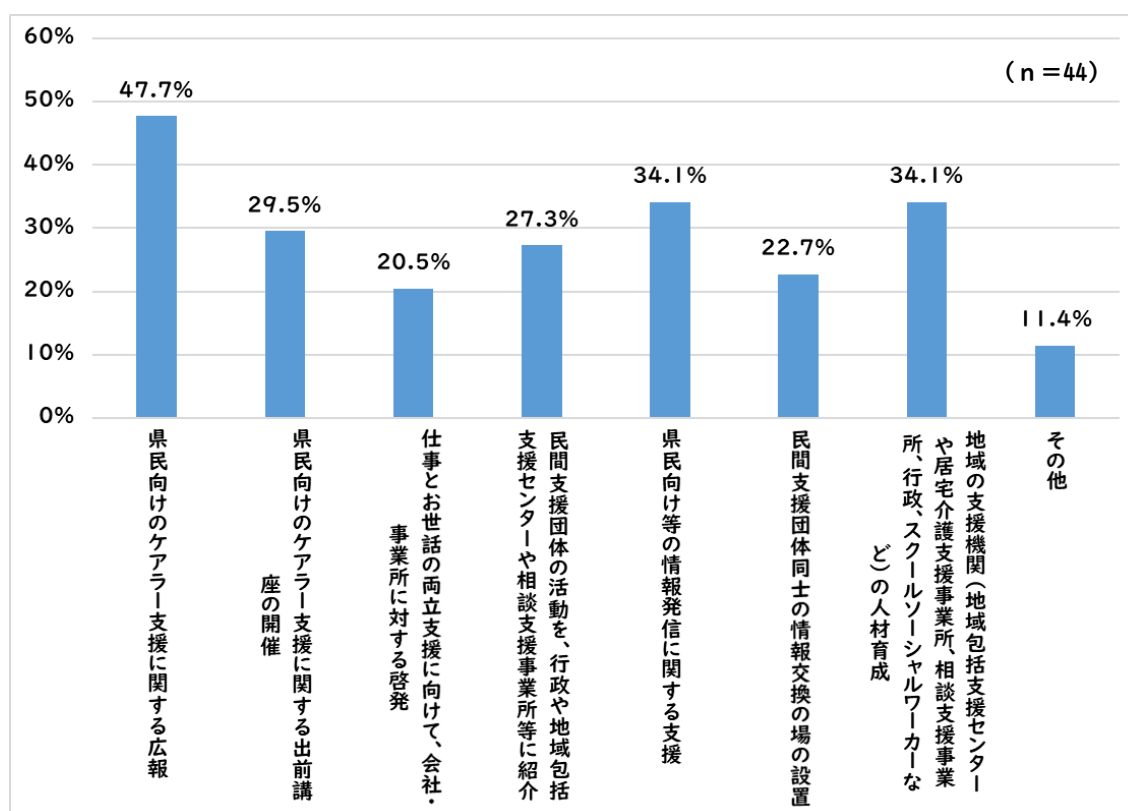
カテゴリー	件数
団体の管理運営面で、知識・技術などが不足していることがある	12
一緒に活動する人、同じように支援をしたいと思う人が少ないなど活動するための人員が不足している	18
団体の活動を継続したいが、後継者がいないなど団体の中心となる人が少ない	15
情報発信ができていない、やり方が分からない	5
行政機関に相談やサービスの創設の方法などを聞きたいが、窓口が分からない	1
課題などについて意見交換できる団体同士のネットワークがない	6
活動費などの経済的な面への不安がある	13
団体を解散したいと思うが、方法が分からない	0

周囲から存続を希望されており、活動を終了したいが、やめられない	1
その他	4

(10) 行政に期待すること

「長崎県ケアラー支援条例」においては、県や支援に携わる関係機関、教育機関、事業所等のそれぞれの役割を明記しております。今後、行政の取組に期待していることを教えてください。(複数選択可)

行政の取組に期待することについては、「県民向けのケアラー支援に関する広報」が47.7%と最も高く、次いで「県民向け等の情報発信に関する支援」と「地域の支援機関の人材育成」が34.1%となっている。



カテゴリー	件数
県民向けのケアラー支援に関する広報	21
県民向けのケアラー支援に関する出前講座の開催	13
仕事とお世話の両立支援に向けて、会社・事業所に対する啓発	9
民間支援団体の活動を、行政や地域包括支援センターや相談支援事業所等に紹介	12

県民向け等の情報発信に関する支援	15
民間支援団体同士の情報交換の場の設置	10
地域の支援機関（地域包括支援センターやきょうたく介護支援事業所、相談支援事業所、行政、スクールソーシャルワーカーなど）の人材育成	15
その他	5

（ⅠⅠ）支援に携わる関係機関、教育機関、事業所等に期待すること

支援に携わる関係機関、教育機関、事業所等に期待することを教えてください。
（自由記述）

○普及啓発について

- ・ 若い世代に認知症や障害、ケアラー・ヤングケアラーなどに関する知識に関する周知
- ・ 様々な課題を抱えた方や世帯への支援に関する学びの場の提供

○活動について

- ・ 団体の活動に関わり続けて欲しい
- ・ 行政や関係機関、民間支援団体ができることは異なるので、多様な支援ができて欲しい

○連携について

- ・ ケアラーが孤立しないような見守りの仕組みづくり
- ・ ヤングケアラー支援には、学校との連携は重要である

○その他

- ・ 支援体制の構築

※主なもののみ、編集して記載

（ⅠⅡ）追加調査

県では、民間支援団体が行っている活動や情報発信の方法、団体の運営や活動において生じている課題や困りごとなどについて更なる実態把握のため、追加調査に協力可能と回答いただいた17団体を対象に聞き取り調査を行った。

○活動内容

- ・ 定期的にケアラー同士が集まる場を開催（頻度：月1回～数か月に1回）。参加人数の定員を決めている団体もある
- ・ ケアラー同士が集まる場においては、同じ立場で対等に話をすることで気持ちが楽になるということが大きい。また、内容がケアの話だけでなく、ケアが終わった後の話にも広がってきている
- ・ 居場所、当事者の会、子ども食堂などを様々な活動を実施
- ・ オンライン、ハイブリット、オープンチャットなどを利用し、参加しやすいよう様々な形で開催している

○団体や活動に関する情報発信

- ・ 市町の広報誌への掲載、団体のホームページ、各種 SNS (Line、Instagram、Facebook、X など) を活用している団体が多い
- ・ SNS を活用している団体においては、世代により主に使っている SNS が違うため、複数の SNS を利用している
- ・ 新聞等からの取材などで取り上げられる場合や、行政窓口へのリーフレット配置掲示している
- ・ 行政や支援機関が活動内容を把握している団体においては、行政等から紹介されて参加されるケアラーも多い

○民間支援団体やその活動内容について紹介する際に、入れて欲しい内容

- ・ 「ケアラーには、誰でもなりうる」ということを伝えて欲しい
- ・ ピアサポートもお互い癒されて、本人のためにもなる
- ・ 困った際は SOS を出して欲しいこと、相談窓口があることを知ってもらいたい。
- ・ 活動してもらえ方を増やすためにも、活動を知ってもらうことが必要

○団体の運営や活動における生じている課題や困りごと

- ・ 後継者がおらず、活動されている方の高齢化が進んでいる
- ・ 思いがある人がいなくなると終わってしまうため、頑張りすぎないようにしている
- ・ 行政が伴走していたこともあり、主体的に動く意識が低く、認識の変化が必要
- ・ 財政面の厳しさ
- ・ 支援を行いたいと考えているが、家族や家庭に踏み込んでいくことは難しい

○ 支援機関に対する人材育成において、期待すること

- ・ 民間支援団体の活動を知ってもらうこと
- ・ 行政も守備範囲が広いから、スペシャリストを置いて欲しい

3 (参考) 調査票

ケアラー支援を実施している民間支援団体に関する実態調査票

調査へのご協力をお願いします。

- ◎ 長崎県は、令和5年4月1日に「長崎県ケアラー支援条例」を施行しました。この条例は、ケアラー(身近な家族等の介護や日常生活上のお世話を無償でする方)が、援助を受ける方とともに、安心して生活を営むことができる社会を実現していくことを目的としています。
- ◎ 県では、ケアラーが孤立したり、抱えている悩みを相談できない、また受けられる支援が届かないといった課題に対応していくため、令和6年3月に「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、市町、事業者・民間支援団体等と連携し、施策を推進していくことにしています。
- ◎ ケアラーを支援されている皆様の活動状況やご意見を踏まえて、今後の取組を検討していきたいと考えておりますので、本調査へのご協力について、よろしくお願いいたします。

回答について

本調査は、web アンケートシステム(Microsoft Forms)を活用し、実施いたします。

回答にあたっては、団体名・代表者名等を記入していただくとともに、1団体につき1回答とし、複数の方が回答することがないようにお願いいたします。

はじめに

「ケアラー」とは、高齢や障がい、病気などにより援助を必要とする家族や身近な人に対して、無償で介護や看護、日常生活上のお世話をしている方のことです。また、子ども(18歳未満)のケアラーを、この条例では、「ヤングケアラー」と呼んでいます。

なお、各設問中の「ケアラー」については「ヤングケアラー」も含まれるものとしてご回答ください。

ケアラーとは

家族の介護や、日常生活上のお世話などを無償でする方のことです。

※本来大人が担うと想定されている家事などを日常的に行っている子どもをヤングケアラーといいます。



障害のある子どもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病で何にもできない



仕事の傍ら、子どもにお世話を任せている



遠くに住む高齢の親が心配で頻りに通っている



世を継がない家族の長寿などのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家系の世話や介護をいかに気をつけている

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことをいいます。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が話せない家族や障害のある家族のために通訳をしている



家計を支えるために働いて、障害や病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

この調査について

1. 本調査は、ケアラー支援活動を行っている県内の民間支援団体をお願いしているものです。

民間支援団体とは、以下の活動を非営利(※1)で行っている団体であり、法人格の有無は問いません。

【団体の主な活動内容】

- (1) ケアラーに対する相談窓口の開設、日常生活支援等の活動
- (2) ケアラー同士が語り合う場の開催
- (3) 上記(1)、(2)の活動を行っている団体の紹介、団体同士の情報交換の場の設置 など

※1 活動によって利益が出た場合は、構成員に分配せず、活動目的を達成するための費用に充てることをいい、団体が対価を受け取って活動してはならないということではありません。

2. 本調査は、記名式となっています。回答は任意です。回答しないことで貴団体に不利益が生じることはありません。大切な調査ですので、可能な限りご協力をお願いします。

◎ 質問の内容によって選択式または記述式での回答をお願いしております。答えにくい質問には、答えなくても構いませんので、無理のない範囲で回答ください。

◎ 回答いただいたデータを集計し、調査結果として公表しますが、団体名や団体住所等の基本情報は公表いたしません。

(お問い合わせ先)

長崎県福祉保健部長寿社会課 地域包括ケア推進班 担当: 中村、合谷
電話: 095-895-2434
電子メール: chiikihoukatsu@pref.nagasaki.lg.jp

本調査は、web アンケートシステム (Microsoft Forms) を利用して実施しておりますので、
下記 URL また QR コードより回答いただくことも可能です。

また、FAX や郵送での回答を希望される場合は、ご連絡ください。

【回答 URL】

<https://forms.office.com/r/qXyGZqNuyR>

【回答 QR コード】



【県ホームページ】

ホーム>分類で探す>福祉・保健>社会福祉>ケアラー支援に関する長崎県の取組
>民間支援団体等による支援

調査項目

貴団体の基本情報を記載してください

- 団体所在地: _____
- 団体名: _____
- 電話番号: _____
- メールアドレス: _____
- 連絡担当者名: _____
- 団体ホームページ: _____

I 貴団体の種別・活動地域

問1 貴団体の種別を教えてください。(あてはまる種別を1つ選択)

- 1. 社会福祉法人
- 2. 認定特定非営利活動法人・特定非営利活動法人
- 3. 公益社団法人・一般社団法人
- 4. 法人格を有していない団体
- 5. その他()

問2 貴団体が行っている活動のうち、ケアラー支援に関する活動には、どのような方が関わっているか教えてください。

(あてはまるものを1つ選択)

- 1. 主にケアラー当事者または当事者だった方
- 2. 主にケアラー当事者ではない方
- 3. その他()

問3 貴団体が行っている活動のうち、ケアラー支援に関する活動を行っている地域を教えてください。特定の地域で活動している場合は、地区名や町名等を記載してください。

(あてはまるものを全て選択)

- | | | | | |
|-----------|---------|----------|----------|---------|
| 1. 長崎市 | 2. 佐世保市 | 3. 島原市 | 4. 諫早市 | 5. 大村市 |
| 6. 平戸市 | 7. 松浦市 | 8. 対馬市 | 9. 壱岐市 | 10. 五島市 |
| 11. 西海市 | 12. 雲仙市 | 13. 南島原市 | 14. 長与町 | 15. 時津町 |
| 16. 東彼杵町 | 17. 川棚町 | 18. 波佐見町 | 19. 小値賀町 | 20. 佐々町 |
| 21. 新上五島町 | | | | |
| →地区・町名() | | | | |
| 22. 県内全域 | 23. 県外 | | | |

(注) 活動地域については、以下のような形で回答してください。

- ①ケアラー同士の集まりを今月は長崎市、翌月は時津町という形で行われている場合
→ 1. 長崎市、15. 時津町を選択
- ②団体は長崎市にあるが、ケアラーからの相談、ケアラーに対するカウンセリングを
県内全域から受け付けている場合
→ 22. 県内全域を選択
- ③長崎市内でケアラー支援を実施している団体同士で情報交換をする場を設けている場合
→ 1. 長崎市を選択

2 支援している対象・活動内容

問4(1) 貴団体が支援しているケアラーの方を教えてください。(あてはまるものを1つ選択)

1. 主に障害がある方のお世話を現在している方、以前していた方
2. 主に高齢の方のお世話を現在している方、以前していた方
3. 主に病気療養されている方のお世話を現在している方、以前していた方
4. 主にギャンブルや薬物依存など依存症の方のお世話を現在している方、以前していた方
5. 1~4全般
6. その他()

問4(2) 貴団体がヤングケアラーへの支援を行っているか教えてください。

(あてはまるものを1つ選択)

1. ヤングケアラーの支援をしている
2. ヤングケアラーの支援はしていない

*「ケアラー」とは、高齢や障がい、病気などにより援助を必要とする家族や身近な人に対して、無償で介護や看護、日常生活上のお世話をしている方のことです。

また、子ども(18歳未満)のケアラーを条例では「ヤングケアラー」と呼んでいます。

問5 「ケアラー」に対する支援（ケアラーも含めて支援している場合も含む）について、該当するものに「○」を記載してください。

該当するものがない場合は、その他に記載してください。

ただし、貴団体で行っている活動において、以下の（1）及び（2）に該当するものは除きます。

（1）行政機関からの委託事業

（2）法律上に規定されている事業

例：社会福祉法に規定されている「社会福祉事業」

生活困窮者自立支援法に規定される「生活困窮者自立相談支援事業」

介護保険法に規定される「介護保険サービス」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される「障害福祉サービス」

支 援 内 容		
Ⅰ. ケアラーからの相談等に関すること		
	1	ケアラーに対する来所・電話・メール・SNS などによる相談（ケアラー自身のことや家族関係に関すること、ダブルケア・トリプルケアに関する事など）窓口の設置
	2	ケアラーに対する相談会の開催
	3	ケアラーに対するカウンセリング等の実施
	4	ケアラーが抱える問題について、行政や各種支援機関へのつなぎ
Ⅱ. ケアラーに対する直接的な援助に関すること		
	1	家事（掃除、洗濯、調理、買い物、ゴミ出しなど）の代行
	2	通院・通学・通園・通所や買い物の付き添いの代理
	3	各種手続き（介護サービスや障害福祉サービス等の手続き、役所への書類提出）の代行
	4	各種支払いの代行（公共料金や税金等の支払いの代行）
	5	お世話をしている相手の一時預かり （ケアラーの不在時、お世話をしている相手を短時間預かったり、家に支援者が行き一緒に過ごしたりするなど）
Ⅲ. ケアラー同士の支え合いに関すること		
	1	ケアラー同士で語り合う場の開設
	2	ケアラー同士による悩み相談の場の開設
Ⅳ. 団体に対する支援に関すること		
	1	ケアラー支援団体同士の情報交換の場の開催
	2	ケアラー支援団体の立ち上げ支援や運営に関する助言
Ⅴ. その他の活動について		
自 由 記 述	1	
	2	

問6 貴団体の令和5年度の支援回数や相談件数など支援の実績について、わかる範囲で教えてください。

(自由記載)

3 その他

問7 貴団体の行っている活動のうち、ケアラー支援に関する活動を始めたきっかけを教えてください。

(自由記載)

問8 貴団体の行っている活動のうち、ケアラー支援に関する活動が周囲に変化をもたらした事例や成果など教えてください。

(自由記載)

(例) ケアラーの実態に触れ、活動の目標が見えて来た
少子高齢化において、ケアラー支援の施策が大切と感じた

問9 貴団体の運営や支援の実施にあたり、課題と感じていることを教えてください。

(あてはまるもの全て選択)

1. 団体の管理運営面で、知識・技術などが不足していることがある
2. 一緒に活動する人、同じように支援をしたいという思う人が少ないなど
活動するための人員が不足している
3. 団体の活動を継続したいが、後継者がいないなど団体の中心となる人が少ない
4. 情報発信ができていない、やり方が分からない
5. 行政機関に相談やサービスの創設の方法などを聞きたいが、窓口が分からない
6. 課題などについて意見交換できる団体同士のネットワークがない
7. 活動費などの経済的な面への不安がある
8. 団体を解散したいと思うが、方法が分からない
9. 周囲から存続を希望されており、活動を終了したいが、やめられない
10. その他()

問10「長崎県ケアラー支援条例」においては、県や支援に携わる関係機関、教育機関、事業所等のそれぞれの役割を明記しております。それぞれの役割については、下記の長崎県のケアラー支援に関する情報に関するQRコード(長崎県ケアラー支援条例)からご確認ください。

(1) 今後、行政の取組に期待していることを教えてください。

(あてはまるもの全て選択)

1. 県民向けのケアラー支援に関する広報
2. 県民向けのケアラー支援に関する出前講座の開催
3. 仕事とお世話の両立支援に向けて、会社・事業所に対する啓発
4. 民間支援団体の活動を、行政や地域包括支援センターや相談支援事業所等に紹介
5. 県民向け等の情報発信に関する支援
6. 民間支援団体同士の情報交換の場の設置
7. 地域の支援機関(地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、相談支援事業所、行政、スクールソーシャルワーカーなど)の人材育成
8. その他()

(2) 支援に携わる関係機関、教育機関、事業所等に期待することを教えてください。

(自由記載)

●長崎県のケアラー支援に関する情報(長崎県ホームページ)

長崎県ケアラー支援
条例



ケアラー支援
に関する取組



ヤングケアラー支援
に関する取組



長崎県ケアラー支援
シンポジウム



問11 県では、民間支援団体の活動について、現状を把握するとともに、県民への周知を行うため、ヒアリングを実施する予定としております。ヒアリングの協力の有無についてお答えください。

1. 協力可能 → 令和6年8月以降に、改めてご連絡させていただきます。
2. 協力できない

以上で調査は終わります。ご協力ありがとうございました。